

標準営業約款登録業務に係る実施基準

1 登 録

(1) 登録の申出

標準営業約款（以下「約款」という。）に従って営業を行おうとする者は、営業所ごとに、その所在する都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）に登録の申出を行うものとする。

登録申請書の様式、添付書類その他登録の申出に必要な事項は、業種ごとに別途これを定める。

(2) 受 付

登録の申出を受けた都道府県指導センターは、業種別に受付簿を備え、受付番号、受付年月日、氏名又は名称及び住所等を記載するものとする。

(3) 調 査

都道府県指導センターは、登録申請書及び添付書類による書類調査のほか、特に必要と認めるときは、当該職員に、申出者の施設その他の物件又は営業の実施状況の实地調査を行わせることができる。

ア 实地調査を行う職員（以下「調査員」という。）は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。

イ 实地調査は、原則として登録申請受理後1ヶ月以内に終了するものとする。

ウ 調査員は、实地調査の結果を速やかに報告書に取りまとめ、理事長に報告するものとする。

(4) 登 録

ア 都道府県指導センターは、業種別に登録簿を備え、登録申請書及び添付書類（实地調査を行った場合は、その報告書を含む。）により登録すると決定した者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。

- ① 登録年月日及び登録番号
- ② 氏名又は名称及び住所
- ③ 営業所の名称及び所在地
- ④ 約款に従った営業の開始予定日

イ 登録を受けた者（以下「登録営業者」という。）には、その旨を通知すると

ともに、有効期限を付した当該約款に係る標識（以下「標識」という。）及び提供する役務又は商品に関する事項の要旨の揭示板（以下「要旨揭示板」という。）を交付するものとする。

標識及び要旨揭示板については、実費を徴収するものとする。

ウ 都道府県指導センターは、都道府県知事の承認を得て定める登録手数料を徴収するものとする。

再登録時も同様とする。

2 変更の届出等

(1) 登録営業者は、1の(4)のアの②から④までに掲げる事項、その他登録申請書又は添付書類に記載した事項に変更があったとき又は当該登録に係る営業を廃止したときは、その日から10日以内に、その旨を都道府県指導センターに届け出るものとする。

変更又は営業廃止の届出書の様式その他変更又は営業廃止の届出に必要な事項は、業種ごとに別途これを定める。

(2) 都道府県指導センターは、届出の内容に従って、登録簿の登録事項を変更し、又は登録の抹消を行うものとする。

3 登録の取消し

(1) 都道府県指導センターは、登録営業者が次の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

ア 標識又は要旨揭示板の掲示をせず、又は虚偽の掲示をしたとき

イ 約款に従って営業を行っていないとき

ウ 営業に関して不正な行為をしたとき

(2) 都道府県指導センターは、登録の取消しを行うに当たっては、当該登録営業者に理事会の席上意見を述べる機会を与えなければならない。

4 標識等の取外し

登録営業者が営業を廃止する旨の届出を行い、若しくは登録を取り消された場合又は登録の有効期間が経過した場合において標識又は要旨揭示板を取り外さないときは、都道府県指導センターは、当該営業所に係る標識又は要旨揭示板を取り外すことができる。

5 実施状況の報告

都道府県指導センターは、毎事業年度経過後3ヶ月以内に、登録に係る事業の実施の状況について、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）に報告するものとする。

6 中央審査委員会

(1) 全国指導センターに中央審査委員会を置き、都道府県指導センターにおける登録及びその取消しに関し生じた紛争について審査する。

(2) 登録又はその取消しに関する都道府県指導センターの決定に異議のある者は、都道府県指導センターの決定が行われてから1ヶ月以内に、書面で、中央審査委員会に審査を求めることができる。

(3) 中央審査委員会は、原則として、審査の求めを受けてから2ヶ月以内に、審査の申出を行った者及び当該審査の申出に係る都道府県指導センターの意見を聴取した上で裁決を行うものとする。

この場合、審査の申出を行った者及び当該申出に係る都道府県指導センターは、裁決に従わなければならない。

(4) 中央審査委員会は、学識経験のある者、生活衛生関係営業者の意見を代表する者及び利用者又は消費者の意見を代表する者として全国指導センターの理事長が委嘱する委員総数5名以内で組織するものとする。

(5) その他中央審査委員会に関し必要な事項は、別途これを定める。

一般飲食店営業に関する標準営業約款の 登録業務に係る実施基準細則

1 登 録

- (1) 登録申請書の様式は、別記様式第1のとおりとする。
- (2) 登録申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - ア 施設及び設備の概要を明らかにする書面
 - イ 約款に定める事項の実施状況を明らかにする書面
 - ① 提供する役務の内容及び商品の品質の表示関係
 - ② 提供する施設及び設備の表示関係
 - ウ 調理師の資格を有することを明らかにした書面（調理師を配置している場合）
 - エ 損害賠償保険等に加入していることを証する書類
- (3) 登録の申出の受付けは随時行い、登録は年2回（5月1日、11月1日）行うものとする。

2 変更の届出等

- (1) 変更届出書の様式は、別記様式第2のとおりとする。
- (2) 営業廃止届出書の様式は、別記様式第3のとおりとする。

平成 年 月 日

____都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営 業 所

所 在 地

電 話

(ふりがな)

名 称

開設年月日

年 月 日

代 表 者

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

標準営業約款登録申請書 (一般飲食店営業)

標記の登録を受けたいので、下記書類を添付して申請します。

- 1 施設及び設備の概要を明らかにする書面
- 2 約款に定める事項の実施状況を明らかにする書面
 - (1) 提供する役務の内容及び商品の品質の表示関係
 - (2) 提供する施設及び設備の表示関係
- 3 調理師の資格を有することを明らかにした書面 (調理師を配置している場合)
- 4 損害賠償保険等に加入していることを証する書類

標準営業約款に従った営業の開始予定年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

1 施設及び設備の概要を明らかにする書面

調理室面積	平方メートル	換気装置	有・無
食堂面積	平方メートル	冷暖房設備	有・無
客室の部屋数	和室	食堂	テーブル
	洋室		椅子
	室		台
	室		脚

2 約款に定める事項の実施状況を明らかにする書面

(1) 提供する役務の内容及び商品の品質の表示関係 ※該当するものに○印を付す

① 主要な商品の表示 a 整備済み b 整備中 (実施予定 年 月 日)
② アピール食材の表示 (主な食材名)
③ 消費期限等の表示 (仕出し弁当等が対象) a 整備済み b 整備中 (実施予定 年 月 日)
④ 調理師の配置及びその表示 a 配置済み b 配置予定 (年 月 日) c その他
⑤ 消費者の接遇向上 改善 a 従業員に対する接遇教育 研修を実施している b 顧客へのサービスマニュアルを策定している、又は既存のものを使用している c 従業員を研修会 講習会に参加させている d 今後改善に努める
⑥ 情報通信技術 (IT) の活用 a ITを活用している b IT活用を予定 c その他
⑦ 宅配サービスの実施 a 実施している b 実施を検討中 c その他
⑧ 食品廃棄物の減量化・リサイクル a 減量化・リサイクルを実施中 b 検討中 c その他

(2) 提供する施設又は設備の表示関係

① 営業施設の衛生管理状況		
a 自主点検を実施している	b 整備中 (実施予定	年 月 日)
② 営業施設の外国語・ローマ字表記		
a 表記済み	b 整備中 (実施予定	年 月 日) c その他
③ 営業施設のバリアフリー化の推進 (整備済みのものに○印を付す)		
a 出入口・通路の拡大	b トイレの改造	
c 高さ調節が可能なテーブルの配置	d 車椅子を置くスペースの確保	
e その他 _____		
④ 受動喫煙防止の推進		
a 禁煙又は分煙を実施中	b 検討中	c その他

3 調理師の資格を有することを明らかにした書面 (調理師を配置している場合)
調理師の配置状況

氏 名	取得年月日	取得番号

平成 年 月 日

_____都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

登録番号
営業所
所在地
電話
(ふりがな)
名称

代表者
住所
(ふりがな)
氏名

印

標準営業約款登録変更届出書（一般類飲食店営業）

標記のことについて、下記のとおり変更したので届け出ます。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更の内容

平成 年 月 日

_____都道府県
生活衛生営業指導センター理事長 殿

営 業 所
所 在 地
電 話
(ふりがな)
名 称

代 表 者
住 所
(ふりがな)
氏 名

印

標準営業約款営業廃止届出書（一般飲食店営業）

標記のことについて、下記のとおり営業を廃止したので届け出ます。

記

1 登録番号

2 営業廃止年月日 年 月 日

■消費者のより強い信頼を得るために■

<h1>安心保証</h1> <p>厚生労働大臣認可</p>	 <p>標準営業約款 登録店</p>
-------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------


店内も安全!



バリアフリー

標準営業約款登録店

空気もおいしく!



禁煙

標準営業約款登録店

空気もおいしく!



分煙

標準営業約款登録店

財団法人 全国生活衛生営業指導センター

〒105-0004 東京都港区新橋六丁目8番2号 全国生衛会館2F
電話 03(5777)0341番(代) FAX 03(5777)0342番